

職員組合ニュース

〒606-8317 京都市左京区吉田本町 TEL: 761-8916 内線: 7615 FAX: 751-8365 URL: <http://www.kyodai-union.gr.jp/> Email: office@g.kyodai-union.gr.jp

5年雇い止め撤廃

への決起集会

～継続雇用をあきらめない～

日時: 2018年2月2日(金) お昼休み

会場: 法経済学部本館 第11番教室 (時計台北側の建物の西端)

時間雇用をはじめとする教職員の5年雇い止め問題が、学内のいたるところで発生しています。

5年雇い止めに該当する組合員の個別案件については、5年期限の例外措置を求めて支部が部局と話し合いを行い、時間雇用職員部会や中央執行委員会が支援し、雇用継続に向けて必死に活動し、京都大学法人とも団体交渉を続けています。

については、この間の京大職組の取り組み、全国情勢の報告を組合全体で共有し、5年雇い止め制度撤廃をめざす運動をより強く進めていく契機にするべく、上記の通り、決起集会を開催いたします。

当事者の方、時間雇用教職員の方はじめ京都大学の多数のみなさんのご参集を呼びかけます。ぜひ、ご参加下さい。

※参加の方にお弁当・お茶を用意いたします。各支部あるいは組合事務所(上記連絡先)へご連絡ください。また、お弁当持参も歓迎します。

2月5日 団体交渉

職員組合は下記の通り、2017年12月26日付けで、時間雇用教職員の例外措置適用と無期転換にかかる団体交渉を申し入れ、来週、2月5日に団体交渉を行います。

※団体交渉は組合員のみが参加できます。

2017年12月26日

京都大学総長 山極 壽一 殿

京都大学職員組合

中央執行委員長 白岩 立彦

団体交渉の申し入れ

団体交渉の方式及び手続に関する労働協約第5条に基づき、団体交渉を申し入れます。なお、年末・年始休業期間については、同条2の「3週間以内」に算入しなくても差し支えありません。

2-1.の要求項目については、本件と併せて別途に同趣旨の「宇治地区において例外措置適用を再開する是正指導を求める申し入れ」を提出します。団体交渉設定日までに当該申し入書で求める措置が実施されない場合には本件団体交渉要求項目として取り扱うものとします。

要求項目

1. 時間雇用教職員就業規則第4条2の「ただし、時間雇用教職員として雇用される期間が、通算5年を越えないものとする。」を削除し、雇用を継続すること。
2. 当面、各部局・共通事務部等においては「例外措置」の積極的な活用を促し、無期転換の回避を目的とした雇止めが生じないよう周知徹底を尽くすこと。

2-1. 宇治地区の四研究所及び事務部に例外措置適用を実施するよう是正指導を行うこと。

以上